

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第89号

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則

(京都市職員給与条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第7条の3中「3号給」を「5号給」に改める。

第15条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第6条の3第1項第1号に規定する別に定める額は、249,100円とする。

第15条の3中「第2項」を「第3項」に改める。

第15条の5中「第15条の2」を「第15条の2第1項又は第3項」に改める。

第17条の2第1号中「前条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(へき遠地等)

第17条の2 条例第9条第2項第2号に規定する別に定める区域は、京都市市内出張等旅費支給規則第2条第3号に規定する区域とする。

2 条例第9条第2項第2号に規定する別に定める職員は、京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者で引き続き本市の職員として採用されたもののうち、京北出張所の所管区域内に所在する住居と当該区域外に所在する勤務公署との間を通勤する職員とする。

第18条の4第2項第1号及び第19条の2第1項後段中「第17条の2第1号」を「第17条の3第1号」に改める。

第20条の3第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「別表に掲げる職員公舎」を「第2条に規定する公舎」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第29条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項中「庶務担当課」の右に「(課を置かない室にあっては、庶務担当室)」を加える。

附則第5項中「同年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

別表第2条例別表第1の1の給料表の適用を受ける職員の項中

「 上 級 中 級 経 験 者 」	を	「 上 級 経験者(青年海外協力隊等活動経験者) 中 級 経験者(民間企業等職務経験者) 」	に改める。

別表第3(1)条例別表第1の1、別表第1の3、別表第1の4、別表第1の5、別表第1の6、別表第1の7及び別表第1の8の給料表の適用を受ける職員の項中

「 学校又は学校に準じる教育機関における在学期間 」		100パーセント	正規の在学期間に限る。	を
「 学校又は学校に準じる教育 」		100パー	正規の在学期	

機関における在学期間		セント	間に限る。
青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての活動期間		100パーセント	

に

改める。

別表第4 1(1)22歳の項中

「  
上

級  
」

を

「

上

級

経験者(青年海外協力隊等活動経験者)

に改め、同表27歳の項中「経験者」の右に「(民間企

業等職務経験者)」を加える。

別表第7備考以外の部分中「2項職員」を「3項職員」に、「159,100」

「

156,500

153,900

151,300

148,700

146,100

140,500

135,200

129,600

を「249,100」に、

124,300

を

118,900
111,100
103,200
95,400
87,600
79,100
70,700
62,000
49,400

」

「

246,500
243,900
241,300
238,700
236,100
224,100
212,300
200,300
188,600
176,800
162,500
148,200
134,000

に改め、同表備考2中「第2項職員」を「3項

119,700
104,800
90,000
74,900
55,800

」

職員」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第3号様式中「第20条の3関係」を「第20条の4関係」に改め、同様式注以外の部分中「第20条の3」を「第20条の4」に改める。

(京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則（平成19年3月30日京都市規則第116号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「100分の16」を「100分の17」に改め、同項第2号中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)